様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　2024　　年　11　月　15　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） てぃーでぃーしーそふとかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 　　TDCソフト株式会社  （ふりがな） こばやし　ひろよし  （法人の場合）代表者の氏名 　 小林 裕嘉  住所　〒102-0074  東京都千代田区九段南1-6-5 九段会館テラス  法人番号　8011001014542  情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  (1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 2022年3月期決算説明会 | | 公表日 | 2022年　5月　24日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <https://www.tdc.co.jp/uploads/202203_setsumeikai.pdf>  中期経営計画　17ページから18ページ | | 記載内容抜粋 | （17ページより） TDCソフトグループ（＊）は、市場や社会の潜在ニーズを捉えた付加価値の高いITサービスを提供することで「よりスマートな世の中（社会）の実現」に貢献します。  （18ページより） ◆「高付加価値SIサービスの追求」 社会や顧客の潜在ニーズを捉え、最新の要素技術等を活用した付加価値の高いインテグレーションサービスの拡大  ◆「SIモデル変革の推進」 高生産性と高品質を両立するSIプロセスの整備等をイノベーション的アプローチで実現  ◆「事業領域の拡大」 既存のSI事業領域を軸に新たな領域へ事業を拡大 新たなビジネスモデルに必要なケイパビリティを獲得し、新たな次世代型SI企業を目指す  (\*)TDCソフトグループは、TDCソフト株式会社及び同社の子会社３社で構成されており、TDCソフト株式会社はグループ内の90％以上の売上高を占める中核企業となります。当該方針に基づいて自社も取り組んでおります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2022年2月22日に行われた取締役会にて2022年度から2024年度用に策定した中期経営計画の内容について承認されている。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | Ⅰ2024年3月期有価証券報告書  Ⅱ2024年3月期決算説明会  Ⅲ2020年3月期第2四半期決算説明会  Ⅳ組織体制図  Ⅴ2020年3月期決算説明会 | | 公表日 | Ⅰ2024年6月27日  Ⅱ2024年5月24日  Ⅲ2019年11月14日  Ⅳ2024年2月27日  Ⅴ2020年5月22日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | Ⅰ当社ホームページ（2024年3月期有価証券報告書）  <https://www.tdc.co.jp/uploads/report202403.pdf>  25ページ  Ⅱ2024年3月期決算説明会  <https://www.tdc.co.jp/uploads/202403_setsumeikai.pdf> 9ページ　トラブルプロジェクトの撲滅  Ⅲ当社ホームページ(2020年3月期第2四半期決算説明会)  <https://www.tdc.co.jp/uploads/201909_setsumeikai.pdf>  2,4,9ページ  Ⅳ当社ホームページ（組織体制図）  <https://www.tdc.co.jp/company/organization/>  Ⅴ当社ホームページ（2020年3月期決算説明会）  <https://www.tdc.co.jp/uploads/202003_setsumeikai.pdf>  15ページ | | 記載内容抜粋 | ◆「高付加価値SIサービスの追求」  Ⅰ2024年3月有価証券報告書 25ページ  ・技術投資の拡大  今後の社会やビジネスに大きなインパクトをもたらす先進技術や市場動向を踏まえ、テクノロジーがもたらす将来変化を予見し、当社が注力すべき投資分野として、「セキュリティ、UX、クラウドネイティブ、データ分析基盤、オートメーション・マネージドサービス、ネットワークデザイン」を定め要素技術の獲得を推進しています。  ◆「SIモデル変革の推進」  Ⅱ2024年3月期決算説明会　9ページ トラブルプロジェクトの撲滅  トラブルプロジェクトの撲滅に向けた取り組みとして、「プロジェクトアイキュー」を開発し、プロジェクトレビューや受注判定時におけるプロジェクトのパフォーマンスを、技術的観点で定量的な評価を実現しております。  ◆「事業領域の拡大」  Ⅱ2024年3月期決算説明会　10ページ  SI事業領域を軸に新たなビジネルモデルに必要なケイパビリティを獲得し、新たな領域へ事業を拡大  《コンサル事業》ナレッジの蓄積やメソッド化を図り、既存のDX/ITコンサルやSAFeコンサルの更なる拡大、技術教育サービスの拡充・拡大  《サービス・製品販売事業》蓄積ナレッジを活用した新たな自社製品の販売事業の拡大、マーケティング機能を強化し、ユーザニーズやシーズを捉えた製品やサービスの販売 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | Ⅰ 2024年6月27日に行われた取締役会にて2024年3月期有価証券報告書の内容について承認されています。  Ⅱ  2024年5月10日に行われた取締役会にて、2024年3月期決算の決算短信並びに開示の内容について承認されており、2024年3月期決算説明会資料は、短信等の資料をもとに作成しております。  Ⅲ  2019年11月5日に行われた取締役会にて、2020年3月期第2四半期決算の決算短信並びに開示の内容について承認されており、2020年3月期第2四半期決算説明会は、短信等の資料をもとに作成しております。  Ⅳ  2024年2月27日に行われた取締役会にて、組織変更及び⼈事異動に関するお知らせについて承認されています。  Ⅴ  2020年5月19日に行われた取締役会にて、2020年3月期決算短信並びに開示の内容について承認されており、2020年3月期決算説明会は、短信等の資料をもとに作成しております。 |   ① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | Ⅰ当社ホームページ(2020年3月期第2四半期決算説明会)  <https://www.tdc.co.jp/uploads/201909_setsumeikai.pdf>　2,4,9ページ  Ⅱ当社ホームページ（組織体制図）  <https://www.tdc.co.jp/company/organization/>  Ⅲ2024年3月期有価証券報告書  <https://www.tdc.co.jp/uploads/report202403.pdf>  16ページ | | 記載内容抜粋 | 《体制》Ⅰの資料　2,4,9ページ、Ⅱの資料  ・デジタルテクノロジー本部  ハイスキル人材を集約し、事業部門と連携してDX等の高付加価値ビジネスを牽引します。  ・スマートSI推進室  自動化などを用いた均質で効率的なプロジェクト運営手法の確立や、ハイスキル人材のシェアリングなど、従来の枠組みからの変革を推進し、当社独自のSIモデルを構築します。  《人材の育成・確保》Ⅱの資料 16ページ  当社グループにおいて人材は最大の競争力の源泉であるとの認識のもと、経営戦略上の最重点課題に位置付け、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針を掲げております。  新卒採用は前期以上の採用数を確保、キャリア採用も積極的に採用するよう人材確保施策を推進しています。  補足）育成面では、当社独自の人材開発フレームワーク「together」を保有しており、全社員がいつでもどこでもさまざまなことについて学べる環境があります。コンテンツは80種類程度保有しており、技術や業務に関する事項等幅広く学ぶことが可能です。 |   ② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | Ⅳ当社ホームページ（2020年3月期決算説明会）  <https://www.tdc.co.jp/uploads/202003_setsumeikai.pdf>　15ページ | | 記載内容抜粋 | 当社では「TDC Technology Beyond」という取り組みを毎年行っており、新規事業や高付加価値分野の拡大を目指している。これまでボトムアップ型で投資テーマ等を決定してきましたが、現在、トップダウン型へ変更し、有識者を集め将来変化や経営環境を鑑みて、投資先を選定している。早期収益化およびROIの最大化を狙い活動している。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 2024年3月期決算説明会資料 | | 公表日 | 2024　年　11　月　20　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 2025年3月期第２四半期決算説明会資料 <https://www.tdc.co.jp/uploads/202409_setsumeikai.pdf>  8,9,10ページ | | 記載内容抜粋 | ◆「高付加価値SIサービスの追求」  ・次世代型SI事業の売上高　8ページ  補足）毎月、経営へ次世代型SI事業の売上高見通しを報告し、次世代型SIビジネスを一定数維持する意識を全社で保持。また、次世代型SIビジネスは常に進化するため、毎年、次世代型SI事業の基準については見直しを実施。  ◆「SIモデル変革の推進」  ・アルゴリズム社内認定制度（点数） 9ページ  補足）社員一人ひとりのスキルを点数で可視化し、スキルアップを支援、顧客へ最高のサービスを提供するための指標として活用。  ◆「事業領域の拡大」  ・コンサルティング事業の売上高、サービス製品販売事業の売上高　10ページ  補足）現状、売上高の拡大を指標としているが、本来の目的はケイパビリティを獲得することで、コンサルティング事業とサービス製品販売事業のケイパビリティの獲得を目指している。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | Ⅰ2024年11月20日  Ⅱ2024年11月20日 | | 発信方法 | Ⅰ2025年3月期第２四半期　決算説明会資料  <https://www.tdc.co.jp/uploads/202409_setsumeikai.pdf>  Ⅱ2025年3月期第２四半期　決算説明会動画  3:57～、4:27～、5:41～  <https://www.youtube.com/watch?v=hxXHstc4OA8>  実務執行総括責任者 = 代表取締役社長）小林裕嘉 | | 発信内容 | ◆「高付加価値SIサービスの追求」  Ⅰ　次世代型SI事業の全体概況について  Ⅱ　2025年3月期第２四半期　決算説明会動画  3:57～  アジャイル開発やクラウド分野、そしてマイグレーション案件等が牽引し、売上高は５年間で3倍以上。  補足）次世代型SI事業は常に進化を遂げます。ある年は付加価値の高い事業内容でも次の年には、コモディティ化されることもあります。そのため、毎年、次世代型SI事業の定義をブラッシュアップし、常に、高付加価値なSI事業を全体の売上高の一定数確保することを目標としている。  ◆「SIモデル変革の推進」  Ⅱ　2025年3月期第２四半期　決算説明会動画  4:27～  アルゴリズム社内認定制度  社員の論理的思考力向上を促進するため、当社独自の『アルゴリズム社内認定制度』を導入しました。システム開発において、要件定義の段階で論理的思考力を活用することで、顧客のニーズを正確に把握し、曖昧な要件を明確化することが可能となる。  ◆「事業領域の拡大」  Ⅱ　2025年3月期第２四半期　決算説明会動画  5:41～ 現在、コンサルティング事業とサービス・製品販売事業と定め、ビジネス拡大とともにケイパビリティの獲得に向けた活動を推進している。 |   (5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　11月頃　～　　継続実施中 | | 実施内容 | 市場、デジタル技術の将来予測を行い、自社の注力技術分野策定に向けた活動を推進中です。また、経営層が全本部に対し運営状況や利用システムの課題に対するディスカッションを行い、課題を把握しています。  ※DX推進指標による自己分析は別途シートを提出いたします。 |   (6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　　４月頃　～　　2024年　　４月頃 | | 実施内容 | JIS Q 27001：2014の定期審査を実施し、2024年5月27日に登録継続がなされた。  情報セキュリティに関して、情報管理基本方針を定め、TDCソフトグループの業務に携わる全ての従業者が、業務遂行上常に適切な情報セキュリティ対策を行う事を宣言します。 https://www.tdc.co.jp/company/hoshinindex/security\_policy/  そのほか、当社グループはお客様のシステムや当社グループのサービス上で発生するセキュリティインシデントを予防・対処するための専門チームである TDC-CSIRT を設立し、セキュリティインシデントが発生した際の緊急対応を迅速かつ正確に行うため、TDC-CSIRT を中心とした、組織的な取り組みを行っています。具体的には、セキュリティ運用サービスを導入し、ログ分析システムを用いて常時監視、ログの監視によるサイバー攻撃や内部からの情報漏洩検知、分析レポートの提示等、セキュリティ向上、予防・早期発見に向けた対策を実施しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。